

地域経済の振興等に関する提言・要望

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域経済の振興を図るため、景気回復に向けた抜本的な経済対策の早期実現を図ること。また、雇用の維持・拡大に努めている中小企業に対しては、税制上の優遇措置を講じ、融資制度の拡充を図るとともに、地域の実態を踏まえ、より弾力的な運用を可能とするなど、きめ細やかな対策を総合的かつ継続的に講じること。

2. 中小企業対策について

(1) 地域における中小企業の資金繰りは予断を許さない状況にあることから、引き続き総合的な中小企業対策を実施すること。併せて、都市自治体を実施する金融支援施策や制度融資に伴う損失補てん金などについても財政措置を講じること。

(2) 平成22年度までとされている景気対応緊急保証制度について、取扱期間を延長するとともに、更なる拡充を図ること。また、既存の融資制度やセーフティネット保証制度については、十分な保証枠を確保するとともに、各種認定要件の緩和や指定手続きの迅速化など、制度の充実を図ること。

(3) 地域経済の自立的発展を促進するため、商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫による中小企業への金融機能の維持・充実を図ること。

3. 省エネルギーの促進・新エネルギーの開発及び導入の促進について

(1) 地球温暖化対策と環境分野への投資による景気対策の両面から、太陽光発電や風力発電など新エネルギー導入を積極的に推進するため、発電設備の設置などに対する財政支援措置の拡充を図ること。

(2) 地球温暖化対策と大気汚染防止に有効である電気自動車などの普及促進に対する財政支援措置の拡充を図ること。

(3) 低炭素社会の実現のため、小水力発電施設設置における関連法令の整備など、その普及促進に向けた対策を講じること。

また、グリーン電力証書制度の健全な運用を確保するための支援を講じ

ること。

4. 電源立地地域対策について

- (1) 平成 22 年度末より順次期限切れとなる電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当分）について、交付期間の恒久化と交付限度額の拡充を図るとともに、事務手続きの簡素化を図ること。
- (2) 平成 22 年度末で期限切れとなる「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長と拡充を図ること。また、原子力発電施設及び周辺地域の防災対策の充実強化を図ること。

5. 半島振興法などに基づく減収補填措置制度の延長、企業立地及び進出環境の更なる改善など、企業誘致に対する財政支援措置の充実強化を図ること。また、工業団地の開発を促進するため、関係法令の運用を改善し、迅速に開発が行えるようにすること。

6. 自転車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置について、地元自治体等の意向が反映されるよう、法改正等の措置を講じること。

7. 地域ブランド商標の海外における保護について、一元的な監視体制を整備するとともに、個別に問題が発生した場合における支援施策の充実を図ること。また、地域ブランドを海外に向けて発信するにあたり、世界的なマーケティング展開が可能となるよう更なる支援策を講じること。

8. 持続可能な地域振興を目的としたジオパークに対し、世界ジオパークネットワーク加盟に向けた支援など、必要な財政支援措置を講じること。